○経済産業省令第六十三号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（輸出貿易管理令別表第一関係） **第一条**　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～九　［略］ 十　重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの イ　［略］ ロ　重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。） （一）　削除 ［削る］ （二）～（六）　［略］ 十の二～十六　［略］ 十七　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）であって、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。） イ　［略］ ロ　直線上の変位を測定するものであって、次のいずれかに該当するもの （一）　非接触型の測定装置であって、〇・二ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が〇・二マイクロメートル以下のもの （二）　線形可変差動変圧器（ＬＶＤＴ）を用いた測定装置であって、次の1及び2に該当するもの 1・2　［略］ （三）　［略］ ハ・ニ　［略］	（輸出貿易管理令別表第一関係） **第一条**　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～九　［略］ 十　重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの イ　［略］ ロ　重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。） （一）　棚段塔であって、次の1から3までのすべてに該当するもの 1　細粒炭素綱を用いたもの 2　二メガパスカル以上の圧力で用いることができるもの 3　（二）に掲げる内部構造物を有するもの （二）　棚段塔の内部構造物であって、次の1から3までの全てに該当するもの 1　外径が一・八メートル以上のものであって、二つ以上の部分に分割されているもの 2　気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの 3　硫化水素に対して耐食性のある材料を用いたもの （三）～（七）　［略］ 十の二～十六　［略］ 十七　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）であって、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。） イ　［略］ ロ　直線上の変位を測定するものであって、次のいずれかに該当するもの （一）　非接触型の測定システムであって、〇・二ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が〇・二マイクロメートル以下のもの （二）　線形可変差動変圧器（ＬＶＤＴ）を用いた測定システムであって、次の1及び2に該当するもの 1・2　［略］ （三）　［略］ ハ・ニ　［略］